

平成 31 年度

**裁判官の配置、裁判事務  
の分配及び代理順序等**

(平成 31 年 1 月 1 日実施)

(平成 31 年 1 月 16 日一部変更)

(平成 31 年 4 月 1 日一部変更)

**鳥取家庭裁判所**

## 第1 裁判官の配置

裁判官の配置は、別紙第1のとおりとする。

## 第2 裁判事務の分配

### 1 本庁の裁判官への事務の分配

- (1) 本庁において取り扱う家事事件に関する事務は、別紙第2の表の種別欄記載の種別ごとに、担当者欄記載の裁判官に、同表記載の分配割合で受付順に従って、前年度に引き続いて順次分配する。
- (2) 本庁において取り扱う少年事件に関する事務は、別紙第3の表の種別欄記載の種別ごとに、担当者欄記載の裁判官に、同表記載の分配割合で受付順に従って、前年度に引き続いて順次分配する。
- (3) 各裁判官に配付された事件が、他の裁判官の担当する事件と関連する場合には、両裁判官の協議により、これを他の裁判官に移転することができる。
- (4) (3)により事件を他の裁判官に移転した場合には、同一種類の事件で、配布数を調整する。
- (5) 裁判官に病気その他の差支えが生じたとき、一人の裁判官の担当事件が著しく多数になったとき、その他相当の理由があるときは、常任委員会の決議により、相当期間その裁判官に対する事件の分配の全部若しくは一部を停止し、又はその担当事件の全部若しくは一部を他の裁判官に移転することができる。

### 2 倉吉支部の裁判官への事務の分配

倉吉支部において取り扱う事件の分配は、倉吉支部において定める。

### 3 米子支部の裁判官への事務の分配

米子支部において取り扱う事件の分配は、米子支部において定める。

## 第3 開廷日割

本庁、倉吉支部、米子支部の開廷日割を別紙第4のとおり定める。

## 第4 事件の回付

次に定める回付については、鳥取家庭裁判所裁判官会議規程（昭和 52 年鳥取家庭裁判所規程第 1 号）第 6 条の定めにかかわらず常任委員会の決議を要しない。

- 1 支部の合議体又は係裁判官が、その担当事件を、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則（昭和 22 年最高裁判所規則第 14 号）第 2 条に定める管轄に属しないことを理由として、本庁又は同条に定める管轄の支部に回付する場合
- 2 本庁又は支部の合議体又は係裁判官が、その担当事件を、これと関連する事件が係属している他の支部又は本庁の合議体又は係裁判官が併せて担当するのを相当と認めたことを理由として、両者で協議の上、当該支部又は本庁に回付する場合
- 3 本庁又は支部の合議体又は係裁判官が、その担当事件を、少年の住所地を管轄する支部又は本庁において処理するのを相当として回付する場合
- 4 米子支部の合議体が、忌避、回避、除斥及び少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 17 条の 2 の観護措置に対する異議申立て事件を本庁に回付する場合

#### 第 5 裁判事務及び司法行政事務の代理順序

裁判事務及び司法行政事務の代理順序は、それぞれ別紙第 5 及び別紙第 6 のとおりとする。

#### 附 則

この定めは平成 31 年 1 月 1 日から実施する。

#### 附 則

この定めは平成 31 年 1 月 16 日から実施する。

#### 附 則

この定めは平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

(別紙第1)

裁判官の配置

1 本庁

(1) 合議

判事(兼)(所長)	本多久美子
判事(兼)	荒木未佳
判事(兼)	大野祐輔
判事	小口五大
判事補(特)(兼)	渡部孝彦
判事補(兼)	林憲太朗

(2) 単独

ア 家事

判事(兼)(所長)	本多久美子
判事(兼)	荒木未佳
判事(兼)	大野祐輔
判事	小口五大
判事補(特)(兼)	渡部孝彦

イ 少年

判事(兼)	荒木未佳
判事	小口五大
判事補(兼)	林憲太朗

2 倉吉支部

家事

判事(兼)	荒金慎哉(填補)
-------	----------

3 米子支部

(1) 合議

判事(兼)(支部長)	窪田俊秀
判事	森幸督

判事(兼) 荒金慎哉

判事補(特)(兼) 金築昌子

(2) 単独

ア家事

判事(兼)(支部長) 齋田俊秀

判事 森幸督

判事(兼) 荒金慎哉

判事補(特)(兼) 金築昌子

イ少年

判事(兼)(支部長) 齋田俊秀

判事 森幸督

判事(兼) 荒金慎哉

判事補(特)(兼) 金築昌子

## 裁 判 事 務 の 分 配

家事事件

担当者		本 多	大 野	小 口	渡 部	林
種別						
合 議		○	○		○	○
審 判	別 表 第 一 ①	$\frac{1}{3}$		$\frac{2}{3}$		
	別 表 第 一 ②			全		
調 停	別 表 第 二			全		
	別 表 第 二			全		
	2 7 7 条 事 件			全		
一 般		$\frac{1}{3}$	$\frac{2}{3}$			
審 判 前 の 保 全 处 分	本 案 事 件 担 当 者					
訴 訟	人 事 訴 訟 通 常 訴 訟			$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
	執 行 文 付 与 の 訴 え 等			全		
再 審	原裁判をした訴訟法上の裁判所					
保 全 命 令						全
保 全 の 異 議 , 取 消				$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
証 抱 保 全						全
家 事 共 助	全					
そ の 他 (家事事件関係)				全		
そ の 他 (訴訟事件関係)						全

注1 「別表第一」, 「別表第二」とは, それぞれ家事事件手続法(平成23年法律第52号)別表第一に掲げる事項, 別表第二に掲げる事項をいう(以下同じ。)。「277条事件」とは, 同法第277条の合意に相当する審判事件をいう。

2 「別表第一①」とは, 別表第一のうち, 成年後見, 保佐, 補助, 未成年後見及び任意後見契約法に関する事件, 相続の放棄の申述の受理事件, 限定承認の申述の受理事件及び保護者選任事件をいう。「別表第一②」とは別表第一のうち, 「別表第一①」以外の事件をいう。

3 調停事件のうち, 当事者双方を同じくして, 異なる種類の複数の申立てが同時又は異時になされた場合は, 別表第二, 277条事件, 一般の順に, 先順位事件の担当裁判官が一括して担当する。

(別紙第2)

- 4 証拠保全及びその他の事件のうち、本案係属中の申立て、履行勧告、履行命令は、本案担当裁判官が担当する。
- 5 控訴提起に伴う執行停止申立事件は、当該控訴の対象とされた判決をした合議体又は裁判官に配付する。
- 6 人事訴訟事件が調停に付されたときは、人事訴訟事件を担当する裁判官が調停事件も担当する。
- 7 差戻事件は、原裁判をした裁判官を除く裁判官で構成する裁判体の係に分配する。
- 8 所長は、前記2から6により事務の分配に支障が生ずるときは、その事務を分配する裁判官を指定することができる。

## 裁 判 事 務 の 分 配

## 少年事件

担当者 種別		本多	荒木	小口	林	備 考
合 議		○	○	○	○	
少年 保護	一 般 保 護		$\frac{2}{5}$	$\frac{1}{5}$	$\frac{2}{5}$	
	交 通		$\frac{2}{5}$	$\frac{1}{5}$	$\frac{2}{5}$	
準 少 年 保 護					全	
少 年 審 判 等 共 助					全	
少 年 審 判 雜					全	

注1 少年保護事件のうち、交通は、車両の運転による刑法第211条の罪及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第5条の罪並びに道路交通法違反、道路運送車両法違反、道路運送法違反、自動車損害賠償保障法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反の各保護事件をいい、一般保護は、その余の事件をいう。

- 2 少年保護事件には、観護措置中の本人につき検察官送致決定を告知した審判の場でされた国選弁護人選任請求に係る事務を含む。
- 3 少年保護事件のうち、少年法第20条第2項所定の罪に関する事件については、荒木裁判官に配付する。また、同条第1項の決定に関する事件については、荒木裁判官が担当する。
- 4(1) 観護措置は、分配を受けた少年保護事件担当の裁判官が担当する。
- (2) 少年事件の国選付添人選任は、分配を受けた少年保護事件担当の裁判官が担当する。
- 5 勤務時間外及び休日における前記4の(1)及び(2)の事件の処理については、別途定める。
- 6 差戻事件は、原裁判をした裁判官を除く裁判官で構成する裁判体の係に分配する。
- 7 所長は、前記1から6により事務の分配に支障が生ずるときは、その事務を分配する裁判官を指定することができる。

(別紙第4)

## 開廷日割

序別	曜日 事件	月	火	水	木	金	備考
本 庁	家事	小口	大野 小口	本多	大野 小口	合議 本多	
	訴訟	小口	渡部		渡部	合議	
	少年	合 荒 木 小 口	林			小口	
倉吉支部	家事		单独		单独		
	訴訟		单独		单独		
米子支部	家事	单独	单独	单独		合議 单独	
	訴訟	单独	单独	单独	合議	单独	
	少年	单独		单独	合議		

(別紙第5)

裁 判 事 務 の 代 理 順 序

本 官		代 理 裁 判 官
本 庁	裁 判 長	本庁の他の裁判官
	裁 判 官	
倉 吉 支 部		(1) 本庁の裁判官 (2) 米子支部の他の裁判官
米 子 支 部	裁 判 長	(1) 森 幸 督 (2) 荒 金 慎 哉 (3) 金 築 昌 子
	裁判長以外 の裁判官	(1) 米子支部の他の裁判官 (2) 本庁の裁判官

注 この代理順序により差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。

(別紙第6)

司 法 行 政 事 務 の 代 理 順 序

本 官	代 理 裁 判 官
所 長	(1) 荒木未佳 (2) 大野祐輔 (3) 小口五大 (4) 渡部孝彦
倉吉支部長	(1) 荒金慎哉 (2) 渡部孝彦
米子支部長	(1) 森幸督 (2) 荒金慎哉 (3) 金築昌子

注 この代理順序により差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。